

桐生市介護予防・日常生活支援事業 Q&A 5

*現時点での桐生市の考えを示すものです。(H28.3.17時点)

問1 基本チェックリストを実施後の結果は、どのくらいの期間でわかるのか。

(答)

結果は、基本チェックリスト実施後すぐに判定できます。事業対象者と特定されるのは、基本チェックリスト実施日です。ただし、保険証は後日発行となります。

問2 平成27年度中に要支援認定を受けサービスを利用していなかった被保険者が、平成28年4月以降に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の利用を希望された場合、総合事業となるのか。有効期間内は予防給付なのか。

(答)

桐生市では、平成28年度中の更新者から総合事業移行としています。平成27年度内に認定を受けた場合、有効期間は平成28年度中になりますので、平成28年度中に更新してから総合事業となります。有効期間内は予防給付となります。

問3 事業対象者の2年間の有効期間がきれた場合、事業サービスは利用できなくなるのか。基本チェックリストを実施する、または要介護認定申請をすることで継続して利用することは可能か。

(答)

事業対象者の更新申請は、60日前から可能です。その際、基本チェックリストを実施するか、要介護認定申請をしてサービスを継続利用することができます。有効期間を超過した場合も同様、基本チェックリストを実施するか、要介護認定申請をしてサービスを利用することになります。

問4 介護予防訪問介護のみ利用されている利用者が、医療保険の通所リハビリに通い、その通所リハビリの終了時期が介護保険の有効期間後の1か月後に介護予防通所リハビリテーションの利用を考えている場合、有効期間終了日からサービス開始の1か月間は、介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防通所リハビリテーション利用月から介護予防サービスに切り替えるのか。もしくは、介護予防通所リハビリテーションの利用が予測されているならば、現状どおり更新手続きを実施し、介護予防サービス計画を実施していいのか。

(答)

介護予防通所リハビリテーションの利用が予測される場合には、現状どおり更新手続きを実施してください。

問5 当事業所を利用している要支援の被保険者が、事業対象者となった場合、重要事項説明書の変更同意書を持って契約変更となり、利用継続をしてもよいのか。

(答)

要支援の人が事業対象者になった場合は、契約を変更する必要があります。新たに契約をしてサービスを利用することになります。

問6 桐生市の事業所にまだ総合事業に移行しない市町村の利用者がいる場合、その市町村で総合事業を開始するまでは、予防給付で請求するのか。

(答)

そのとおりです。

問7 運営規程は、介護との一体的に作成しても差し支えないとのことだが、契約書は別に作成しなくてはならないのか。

別での作成の場合、要介護度の変更（要支援⇔要介護）の度に契約書と重要事項説明書の再契約が必要なのか。

(答)

契約書は変更する必要がありますが、提供されるサービスの内容、その他の契約の内容について、誤解が生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービス内容も併せた契約書様式として差し支えないと考えます。

要支援から要介護、またはその逆の場合には、再契約が必要です。

問8 事業対象者は原則週1回の利用とのことだが、要支援者が更新で事業対象者へ移行するまでは、今までどおり週1・2回の利用回数でいいのか。

(答)

今までどおりですが、要支援者についてはその被保険者の状態をよくアセスメントして回数を設定してください。

問9 要支援1・2の被保険者の単位数は今までどおり1月1,647単位と3,377単位で、事業対象者は1月1,647単位となるのか。

(答)

そのとおりです。

問10 「通所介護と通所リハビリテーションの併用はできない」、「複数の事業所のサービスは利用できない」というのは、総合事業でも同じか。

(答)

そのとおりです。